平成２９年（フ）第６１号
千葉県長生郡長柄町立鳥745番地１　聖光会病院
破産者　小島　克則
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第３４７６号
東京都港区赤坂４丁目２番３号
破産者　株式会社コシエ
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２９号
愛知県東海市荒尾町大恵毛77番地の１　ベルヴィル東海101号
破産者　西田商会株式会社
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０４号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２
破産者　有限会社カワシマ塗装
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７号
福岡県柳川市三橋町高畑84番地１
破産者　株式会社フルライフサポート
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第８号
長崎県長崎市古河町３番13号
破産者　株式会社ＡＣＴＩＶＥ
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
岩手県陸前高田市米崎町字高畑82番地３
破産者　株式会社ＢＰＲ
１　決定年月日　平成29年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第７０号
千葉県大網白里市ながた野１丁目18番地14　レオパレスコスモスⅢ201
破産者　小林　正和
１　決定年月日　平成29年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第５０７号
鹿児島市新屋敷町20番13号、開始決定時の住所岡山市北区西古松１丁目24番６号
破産者　富山　光高
１　決定年月日　平成29年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第１６７号
千葉市稲毛区宮野木町1294番地２
破産者　株式会社希
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４９３号
千葉市若葉区御成台２丁目２番地79
破産者　礒部　裕介
１　決定年月日　平成29年10月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５３０号
千葉県東金市丹尾６番地60
破産者　株式会社タケヒサ
１　決定年月日　平成29年10月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３５８号
東京都武蔵野市吉祥寺北町１丁目30番14号松井荘101
破産者　下沢美津子
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６１７号
東京都府中市西府町３丁目７番地の60
破産者　飯渕　宣弘
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３０６号
静岡県磐田市国府台72番地の６
破産者　有限会社ナガエ
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３１３号
静岡県浜松市東区大瀬町526番地
破産者　黒川株式会社
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
京都市山科区小山姫子町５番地の１
破産者　株式会社スマイル
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６６５号
東京都目黒区中目黒１丁目８－３－509
破産者　児泉　　一
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８５３号
愛知県小牧市大字下末1512番地の１
破産者　有限会社清翠園
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１８号
神戸市須磨区北落合１丁目１番４－205号
破産者　一般社団法人福祉コミュニティーＪｕｐｉｔｅｒ
１　決定年月日　平成29年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部